



2021年8月19日

日本鉄道労働組合連合会

## これまでの取り組みにより 雇用調整助成金の特例措置を継続!

厚生労働省は8月17日、「10月以降の雇用調整助成金の特例措置等について」を公表し、新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金等の特例措置について、9月末までとしている現在の助成内容を11月末まで継続する予定であることを明らかにした。

雇用調整助成金等・休業支援金等の助成内容						別紙	
雇用調整助成金等			休業支援金等				
<small>(括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合)(※3)</small>							
		～4月末	5月～11月		～4月末	5月～11月	
中小企業	原則的な措置	4/5(10/10) 15,000円	4/5(9/10) 13,500円	中小企業	原則的な措置	8割 11,000円	8割 9,900円
	地域特例(※1) 業況特例(※2)	—	4/5(10/10) 15,000円		地域特例(※5)	—	8割 11,000円
大企業	原則的な措置	2/3(3/4) 15,000円	2/3(3/4) 13,500円	大企業 (※4)	原則的な措置	8割 11,000円	8割 9,900円
	地域特例(※1) 業況特例(※2)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円		地域特例(※5)	—	8割 11,000円

(※1)緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域(以下「重点措置区域」という)において、知事による、新型インフルエンザ等対策特別措置法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて同法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主(～4月末は大企業のみ。)  
※重点措置区域については、知事が定める区域・業態に係る事業主が対象。  
※各区域における緊急事態措置又は重点措置の実施期間の末日の属する月の翌月末まで適用。

(※2)生産指標が最近3か月の月平均で前年又は前々年同期比20%以上減少の全国の事業主  
(※3)原則的な措置では、令和2年1月24日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断  
地域・業況特例では、令和3年1月8日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断

(※4)大企業はシフト制労働者等のみ対象。  
(※5)休業支援金の地域特例の対象は、基本的に雇用調整助成金と同じ(左記※1)。なお、上限額については月単位での適用とする。  
例:5月10日から5月24日までまん延防止等重点措置  
—5月1日から6月30日(解除月の翌月末)までの休業が地域特例の対象

(出典) 2021年8月17日付厚生労働省報道発表資料

J R 連合はこの間、J R 産業の危機を乗り越えるために必要不可欠な「雇用調整助成金の特例措置延長」等の支援措置や政策を求め、厚生労働省をはじめとする関係省庁や政党ならびに連合・経団連等に対し要請行動を展開してきた。さらには同様に苦境に立つ航空連合およびサービス連合との連携を強化し、共同で要請行動を展開してきたところである。

厚生労働省は「12月以降の取り扱いについては雇用情勢を見極める」としているほか、雇用調整助成金の財源である雇用保険の不足が課題となるなど情勢は予断を許さない。さらに、新型コロナウイルス変異種による爆発的な感染拡大が発生し、今後の見通しは極めて不透明である。苦しい状況が続くが、J R 産業に働く仲間の雇用と生活を守るべく、引き続き政策活動を展開していく。